

# 栃木県社会福祉協議会

## 活動推進計画 (第4期)



社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

## はじめに

栃木県社会福祉協議会では、平成13年度に「栃木県社会福祉協議会活動指針」を、平成17年度に「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第1期）」、平成22年度には同第2期計画を、平成28年には同第3期計画を策定し、県民の皆様や関係機関と連携を図りながら、各種事業を展開し、地域福祉の推進に取組んで参りました。

地域福祉を取り巻く動向は、少子・高齢化に併せて人口減少が進み、令和7（2025）年には後期高齢者人口が約2200万人になり、5人に1人が75歳以上という、超・超高齢社会を迎えることとなり、孤立した要介護高齢者、それを支える福祉人材の確保も喫緊の課題となっております。

単身世帯、高齢者世帯、多様な生活課題を抱える世帯も増加しており、社会的な孤立や困窮などと併せて、地域における福祉課題の多様化や複雑化が進んでいます。

また、東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨による災害、令和元年東日本台風（台風第19号）を受けて、早期段階におけるボランティア支援、避難所における福祉専門職による支援などが求められています。

このような中、第3期計画期間の終了に当たり、同計画に掲げた基本理念、基本方針を踏襲しつつ、近年の地域社会、福祉課題を念頭に計画的に地域福祉の推進を図るため「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第4期）」を策定いたしました。今後は、この計画をもとに県民の皆様や関係機関と一緒に地域福祉の推進に取組んで参りますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この第4期計画の策定に御協力をいただきました栃木県社会福祉協議会活動推進計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

会長 菊池 康雄



# 目 次

## 栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第4期）体系

### 第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画期間と進行管理	2

### 第2章 基本的な考え方

基本理念	3
基本方針	3

### 第3章 推進目標と推進方策

推進目標I 県民参加型の地域福祉の推進	5
推進方策I-1 地域福祉への関心・理解の促進	5
推進方策I-2 ボランティア・市民活動の振興・支援	7
推進方策I-3 福祉教育の推進	9
推進方策I-4 民生委員・児童委員活動との協働	11
推進方策I-5 共同募金会との協働	13
推進方策I-6 障害者の社会参加の促進	14
推進方策I-7 福祉拠点における活動の充実	16
推進目標II 市町社協活動の推進・支援	17
推進方策II-1 市町社協の基盤強化と事業への支援	17
推進方策II-2 住民主体の地域づくりを支援する人材の育成	19
推進目標III 福祉サービスの利用者のための支援の強化	21
推進方策III-1 福祉サービス利用者の権利擁護の充実	21
推進方策III-2 成年後見制度の活用促進	24
推進方策III-3 福祉サービス運営適正化の推進	27
推進方策III-4 福祉サービスの質の向上の支援	28
推進目標IV 福祉人材の確保と育成	29
推進方策IV-1 福祉人材の確保と定着	29
推進方策IV-2 福祉人材の育成	32
推進目標V 生活困窮者の自立支援の推進	33
推進方策V-1 生活困窮者への自立支援	33
推進方策V-2 貸付事業等による自立支援	35
推進目標VI 社会福祉事業経営者等との連携、支援	37
推進方策VI-1 社会福祉施設経営支援・団体との連携、支援	37
推進方策VI-2 社会福祉法人による地域における公益的な活動の推進	39
推進目標VII 災害対応力の強化	40
推進方策VII-1 災害対応力の強化	40
推進目標VIII 県社協の組織活動の強化	42
推進方策VIII-1 組織体制の充実	42
推進方策VIII-2 運営基盤の強化	44
推進方策VIII-3 経営の透明性の確保及び適正な組織運営	45
栃木県社会福祉協議会活動推進計画推進委員会設置要綱	47
栃木県社会福祉協議会活動推進計画推進委員会名簿	48

# 栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第4期）体系

理念	計画の柱 (推進目標)	具体的な目標 (推進方策)	実施内容 (推進項目)
I 県民参加型の地域福祉の推進	1 地域福祉への关心・理解の促進	▶	(1)広報活動の充実 (2)福祉関係資料の整備と利用の促進
	2 ボランティア・市民活動の振興・支援	▶	(1)社協ボランティアセンターの充実・強化 (2)ボランティア・市民活動の環境整備 (3)関係機関・団体との連携及び支援
	3 福祉教育の推進	▶	(1)福祉教育推進の基盤整備 (2)学習機会の提供 (3)教育職員免許法の特例による「介護等の体験」
	4 民生委員・児童委員活動との協働	▶	(1)県民生委員児童委員協議会との連携・協働 (2)民生委員・児童委員活動の充実支援
	5 共同募金会との協働	▶	(1)県共同募金会との連携・協働 (2)共同募金の周知、理解促進
	6 障害者の社会参加の促進	▶	(1)とちぎ視聴覚障害者情報センター（点字図書館・聴覚障害者情報提供施設）の充実 (2)障害者差別解消法など法制度改正等への適切な対応 (3)とちぎセルフセンターの充実強化 (4)関係団体等との連携及び支援
	7 福祉拠点における活動の充実	▶	(1)とちぎ福祉プラザ（本館及び障害者スポーツセンター）の円滑な運営
II 市町社協活動の推進・支援	1 市町社協の基盤強化と事業への支援	▶	(1)「社協・生活支援活動強化方針」の推進 (2)地域福祉推進のための市町社協の運営基盤強化 (3)市町社協活動促進のための調査・研修 (4)市町社協職員連絡協議会等との連携及び支援
	2 住民主体の地域づくりを支援する人材の育成	▶	(1)コミュニティワーカー等の養成 (2)生活支援コーディネーターの資質向上
	1 福祉サービス利用者の権利擁護の充実	▶	(1)福祉サービス利用援助事業の推進 (2)事業従事者の確保・育成 (3)事業実施体制の充実強化
	2 成年後見制度の活用促進	▶	(1)法人後見事業の推進 (2)地域連携ネットワーク構築の推進 (3)司法、福祉団体との連携体制の構築と事業推進
III 福祉サービス利用者のための支援の強化	3 福祉サービス運営適正化の推進	▶	(1)運営適正化委員会機能の充実 (1)福祉サービス第三者評価の推進
	4 福祉サービスの質の向上の支援	▶	(2)地域密着型サービス外部評価事業の実施
	1 福祉人材の確保と定着	▶	(1)就労への支援と人材確保の促進 (2)多様な人材の参入促進 (3)職場定着への支援 (4)福祉職のイメージアップと、福祉の魅力発信
	2 福祉人材の育成	▶	(1)専門研修の充実 (2)独自研修の充実
V 生活困窮者の自立支援の推進	1 生活困窮者への自立支援	▶	(1)市町社協と連携した生活困窮者への自立支援の推進 (2)生活困窮者自立支援事業を実施する関係機関との連携強化
	2 貸付事業等による自立支援	▶	(1)生活福祉資金貸付事業等の推進 (2)交付事業による自立支援
VI 社会福祉事業経営者等との連携、支援	1 社会福祉施設経営支援・団体との連携、支援	▶	(1)福祉施設経営指導事業の実施 (2)社会福祉法人経営者協議会との連携、支援 (3)社会福祉施設団体との連携、支援
	2 社会福祉法人による地域における公益的な活動の推進	▶	(1)社会福祉法人による地域における公益的な活動の推進
VII 災害対応力の強化	1 災害対応力の強化	▶	(1)災害ボランティアセンターの基盤整備 (2)社協間の連携強化 (3)行政、社協、N P O 等の三者連携の推進 (4)災害時の要支援者への支援
	1 組織体制の充実	▶	(1)理事会・評議員会等の活性化 (2)部会活動の充実・強化 (3)事務局体制の強化 (4)危機管理体制の強化 (5)職員の資質の向上 (6)政策提言（ソーシャルアクション）機能の強化 (7)社会福祉関係制度への対応強化
VIII 県社協の組織活動の強化	2 運営基盤の強化	▶	(1)会員事業の充実 (2)多様な財源の確保
	3 経営の透明性の確保及び適正な組織運営	▶	(1)情報公開の整備 (2)個人情報の適切な管理 (3)苦情への適切な対応 (4)広報活動の充実（再掲）



## 第1章 策定に当たって



## 1 計画策定の趣旨

近年、我が国では、少子・高齢化に併せて人口減少が進み、県内人口は令和7（2025）年には187万人<sup>1</sup>、高齢化率が30.6%になると見込まれています。約3人に1人が65歳以上という超・超高齢社会を迎えることとなります。

また、世帯構造は2人台のまま穏やかに減少し<sup>2</sup>、単独世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親と子の世帯の増加が見込まれています。

さらに、県内の要支援・要介護認定者数は増加傾向で平成31（2019）年には88,203人<sup>3</sup>となり、平成12（2000）年と比較して約3.08倍に増加しています。

多様な生活課題を抱える世帯が増加し、社会的な孤立や困窮と併せて、地域における福祉課題の多様化や複雑化が進んでいます。

このような中、地域住民から寄せられる多様な地域生活課題を受け止め、小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体等地域の関係機関や団体との連携・協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、他機関協働事業や関係機関間の連携を図るなどし、地域共生社会<sup>4</sup>の実現に向けた実践をすすめる必要があります。

また、自然災害が大規模化し、県内においても幾度となく被災し、発災の早期段階からボランティアによる復旧支援、避難所での支援が行われてきました。ボランティア活動を円滑に進めるための拠点である災害ボランティアセンターの運営は、被災地内外のNPO等やボランティア、社会福祉協議会、行政が協力しながら行われています。避難所等においては福祉専門職による支援を行うなど「更なる役割が求められています」。

これまで本会では、平成14年3月に「栃木県社会福祉協議会活動指針」を定め、その後、平成18年度から平成22年度を期間とする「栃木県社会福祉協議会活動推進計画」、平成23年度から平成27年度を期間とする「栃

---

1 栃木県総合政策部推計（2019年10月）

2 総務省「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」

3 厚生労働省「介護保険事業状況報告」

4 地域共生社会：社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

木県社会福祉協議会活動推進計画（第2期）、平成28年度から令和2年度を期間とする「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第3期）」を策定し、県民の皆様や関係機関と連携を図りながら、各種事業を展開し、地域福祉の推進に取組んで参りました。

第3期計画期間の終了に当たり、引き続き、地域共生社会の実現や、大規模自然災害への対応等、本会が地域福祉推進の中核的な組織として役割を果たしていくことが必要です。

このため、「明るく活力あふれる地域づくり」を目指した地域福祉の推進を図るため、同計画に掲げた基本理念を踏襲し、「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第4期）」を策定します。

## 2 計画の性格と位置づけ

この計画は、本会が目指す役割、取り組むべき課題と対応策（事業）を明らかにし、会員はもとより、広く県民の参画を得ながら、関係者、関係機関・団体等との協働のもと、地域福祉を総合的に推進するための計画です。

また、「栃木県地域福祉支援計画」をはじめとする県の諸計画、市町村協の地域福祉活動計画<sup>5</sup>などとの連携にも留意して計画を策定します。

## 3 計画期間と進行管理

計画期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6か年とします。ただし、社会情勢や法改正等の変化等を勘案しながら、概ね3年を目途に必要に応じて見直します。

計画の進捗状況については、毎年、点検・評価を行います。点検・評価の結果については、本会理事会及び評議員会並びに栃木県社会福祉協議会活動推進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に報告します。

---

5 地域福祉活動計画：地域福祉の推進を目的として、市町村社会福祉協議会など地域の民間団体が作成する計画で、行政が作成する地域福祉計画とは、連携・補完の関係にある。



## 第2章 基本的な考え方



---

## 基　本　理　念

---

### 明るく活力あふれる地域づくり ～共に支え合い、心豊かな福祉社会を築く～

すべての県民が、住み慣れた地域社会において、生きがいを持ち、一人ひとりの尊厳とその自己決定を尊重し合いながら、共に支え合う、明るく活力あふれる地域づくりを目指します。

---

## 基　本　方　針

---

国が進める「地域共生社会<sup>1</sup>」の実現、国際的に進められているSDGs<sup>2</sup>（持続可能な開発目標）の実現に向けて、第3期活動推進計画を引き継ぎ、県民の福祉ニーズの把握に努めるとともに、誰もが何らかの役割を担い、地域活動やボランティア活動に積極的に関わりながら、地域の課題を主体的に自分の課題として捉えて解決する「共に支え合う、心豊かな福祉社会」を目指して、県民、関係機関、団体等と総合的なネットワークを形成しながら、本県における地域福祉の更なる発展に努めます。

また、令和3年度からは包括的な支援体制を整備するため重層的支援体制整備事業<sup>3</sup>が開始されます。また、社会保障の持続可能性を確保するため、

- 
- 1 地域共生社会：社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
  - 2 SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。
  - 3 重層的支援体制整備事業：市町村全体で全地域住民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すもの。

社会保障改革がすすめられ、医療・福祉サービスの改革にICT<sup>4</sup>の活用についても検討されています。新型コロナウイルス感染症対策における新しい生活様式を取り入れた事業展開も喫緊の課題とされ、本会を取り巻く環境の変化や課題に対し、適切に対応していきます。

さらに、激甚化、大規模化する自然災害に対し、これまでの経験を踏まえ、平時における地域福祉の推進と、災害時における広域福祉を両輪として、市町社協や関係機関・団体等と連携していきます。



4 ICT【Information and Communication Technology】インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー。「情報通信技術」の略。



## **第3章 推進目標と推進方策**



誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現するには、住民自らが地域における様々な福祉課題に取組んでいくことが必要です。様々な福祉情報をタイムリーに提供しながら、住民はもとより市町社協や民生委員・児童委員活動をはじめ、ボランティア団体、企業、学校との連携・協働を図り、地域福祉を推進します。

### 推進方策 I – 1

## 地域福祉への関心・理解の促進

### ◆ 現状と課題等

少子・高齢化の急速な進行による単身世帯、高齢者世帯の増加や社会的孤立を要因とする複雑・複合的な課題を有する世帯の増加など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

更に、災害が少ないと言われる本県において、東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨による災害、令和元年東日本台風（台風第19号）など過去に例のないような大規模な災害が発生しています。

このような中で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、福祉関係機関・団体の取組はもちろん、地域住民がその課題や問題等に関心・理解を深め、相互の助け合いや支え合いなどの活動に積極的に参加していくことが不可欠となっています。

多くの住民が地域福祉に対する関心・理解を深め、問題意識を持ち、担い手などとして活動に参加する地域福祉のまちづくりをするためには、地域福祉に関する様々な情報を多様な媒体を通して、迅速かつ的確に提供することが必要です。また、災害での情報発信等についても、近年の大災害の教訓等を生かして、迅速かつ的確な対応が必要です。

本会では、ホームページ（とちぎ福祉ナビゲーション）や広報紙「ふくしとちぎ」によるほか、福祉人材・研修センターなどとちぎ視聴覚障害者情報センターなどで独自に情報を編集し提供していますが、平常時よりも災害時においても、引き続き広報活動の充実を図っていくことが必要です。また、ソーシャルメディア等の新しい媒体を取り入れるなど、より一層住民目線に立ち、創意工夫をして具体的情報の積極的な提供・発信を行う必要があります。

### ◆ 推進項目

- (1) 広報活動の充実
- (2) 福祉関係資料の整備と利用の促進

## ◆ 取組の方向

### (1) 広報活動の充実

- ・県民の福祉ニーズに対応するため、法・制度の動向や県内の先進的な取り組みなどの情報について、最新かつ有益な情報が提供できるよう、ホームページ（とちぎ福祉ナビゲーション）や広報紙「ふくしあとちぎ」の掲載内容の充実を図るとともに、「福祉人材・研修センターニュース」、とちぎ視聴覚障害者情報センターの「earたより」、「点字図書館だより」等により、対象者に応じた情報提供を行います。

また、本会の事業内容や福祉関連イベントに係る情報、災害関連情報等について、マスメディアへの情報提供やソーシャルメディアによる情報発信等、様々な媒体を活用した広報活動、情報発信を行います。

- ・県内の福祉関係者の連携や絆を深めるとともに、地域福祉に大きく貢献された方々を表彰する場として、栃木県並びに各福祉団体と共同で栃木県民福祉のつどいを開催します。

### (2) 福祉関係資料の整備と利用の促進

- ・とちぎ福祉プラザ福祉情報コーナー（1階）の充実に努めるとともに、その蔵書のデータ化を図り、検索・貸出状況の確認が速やかにできるようにするなどして、更に利用しやすい環境整備を行います。

## ◆ 実施計画（目標）

事 業 内 容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
「ふくしあとちぎ」の発行	年6回、各号 7,800部	年6回、各号 7,800部	年6回、各号 7,800部	年6回、各号 7,800部	年6回、各号 7,800部	年6回、各号 7,800部
「福祉人材・研修センターニュース」の発行	年4回、各号 2,500部	年4回、各号 2,500部	年4回、各号 2,500部	年4回、各号 2,500部	年4回、各号 2,500部	年4回、各号 2,500部
ソーシャルメディア等の新たな広報媒体の活用による情報発信	検 討	導 入 ・ 試 行	活 用	活 用	活 用	活 用

## 推進方策 I - 2

## ボランティア・市民活動の振興・支援

## ◆ 現状と課題等

ボランティア・市民活動は、地域住民の日常生活に関わるすべての活動につながるという意識が広がりを見せ、様々な分野で活動を展開しております。その活動は、子どもから高齢者、個人、団体、さらには企業まで広がりを見せてています。

そして、地域共生社会の実現に向け、地域の課題に対して住民が主体的に関わることが求められており、ボランティア・市民活動がますます重要なものとなっています。また、ボランティア・市民活動は、地域での新しいニーズをキャッチして、先駆的に取り組むことも大切です。

そこで、県域のボランティアセンターとして関係機関・団体と連携・協働することで社協ボランティアセンター機能の強化を図るとともに、住民に最も身近な市町社協ボランティアセンターへの支援を深めることが必要です。

また、ボランティアコーディネーターなどの人材育成や、関係機関・団体との連携、協働を一層強化するための環境整備を積極的に推進し全県的にボランティア・市民活動の推進を図っていくことが必要です。

## ◆ 推進項目

- (1) 社協ボランティアセンターの充実・強化
- (2) ボランティア・市民活動の環境整備
- (3) 関係機関・団体との連携及び支援

## ◆ 取組の方向

## (1) 社協ボランティアセンターの充実・強化

- ・県域のボランティアセンターとして、市町社協、行政、民生委員・児童委員団体、ボランティア団体、NPO法人、企業・労働組合、大学・学校との連携・協働により県内のボランティア・市民活動の振興を図ります。また、とちぎ福祉プラザ内ボランティアルームの情報発信・相談支援機能の充実に努めます。
- ・市町社協ボランティア業務の増進を図るため、若い世代も含めたボランティア活動への参加促進や啓発に努めます。また、担当者連絡会議を開催するなど市町社協ボランティアセンター事業への支援を行います。

## (2) ボランティア・市民活動の環境整備

- ・県民のボランティア・市民活動の環境整備を図るとともに資質向上を図ります。
- ・栃木県地域福祉振興基金(栃の実基金)<sup>1</sup>を活用し、活動費を助成するほか、ボランティア・市民活動に関する様々な情報、助成情報などを社協の全国的なネットワークを活用して情報収集・発信し、活動の推進に努めます。

## (3) 関係機関・団体との連携及び支援

- ・多様化、複雑化した地域の課題等について、市町社協、県域の中間支援組織、行政等関係機関・団体との連携を図りながらネットワークづくりや、研修機会の提供などの支援に努めます。

## ▣ 実施計画（目標）

事 業 内 容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ボランティアコーディネーションセミナー受講者数	25人	25人	25人	25人	25人	25人

1 栃木県地域福祉振興基金（愛称：栃の実基金）：地域における民間活動の推進及びボランティア活動の推進を図るため、安定的な財源を確保することを目的に、昭和56年に本会に設置された基金。運用から生まれる果実（利子）を、地域における民間活動の推進とボランティア活動の振興を図るために財源として活用している。

## 推進方策 I – 3 福祉教育の推進

### ◆ 現状と課題等

地域福祉推進のために、福祉教育をとおして、住民が福祉について関心を持ち、住民が主体的に地域づくりに関わる意義や目的の理解を深めていくことが重要です。

本会では学校における福祉教育を推進するとともに、生涯学習の観点から地域の様々な生活課題へ理解を深める機会の提供を進めています。このような取組をより一層推進するために学校や福祉関係者が協働し、福祉教育推進の基盤整備や担い手となる人材の育成を図ることが必要です。

### ◆ 推進項目

- (1) 福祉教育推進の基盤整備
- (2) 学習機会の提供
- (3) 教育職員免許法の特例による「介護等の体験」

### ◆ 取組の方向

#### (1) 福祉教育推進の基盤整備

- ・社協や福祉関係者、教育関係者など地域の関係者が参加する「とちぎ福祉教育研究会」による協議などを通じて、体系的かつ効果的な福祉教育を推進する基盤の構築を目指します。

#### (2) 学習機会の提供

- ・教員、ボランティア、福祉教育関係者等を対象にセミナー等を開催し、子どもたちの福祉の学びを支援する取組を進めます。
- ・市町社協や各種機関が実施する福祉講演会や体験講座などの開催を支援するとともに、その情報を広く県民に提供します。

#### (3) 教育職員免許法の特例による「介護等の体験」

- ・介護等体験が単なる形式的なものにとどまらず、「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」「人の心の痛みのわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心をもった人づくりの実現」といった法の主旨により近い活動が行えるよう支援します。

## ◆ 実施計画（目標）

事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
人権・福祉教育推進セミナー 受講者数	45人	45人	45人	45人	45人	45人
介護等体験参加者数	600人	600人	600人	600人	600人	600人

## 推進方策 I - 4

## 民生委員・児童委員活動との協働

## ◆ 現状と課題等

民生委員・児童委員は、常に住民の身近な立場に立って相談等に応じ、一人暮らしの高齢者・高齢世帯への訪問活動や障害者・子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等必要な支援を幅広く行っています。

今日、認知症高齢者の対応や生活困窮、虐待など、地域が“抱える複合的な課題・問題”が生じている中で、福祉ニーズを早期に発見し、社協や行政、様々な主体と協力しながら、課題解決に取り組んでいる民生委員・児童委員の役割は、今後ますます重要性を増すとともに、期待も高まっています。

一方で、担い手の高齢化が進むなど後継者不足が課題となっています。

本会では、民生委員・児童委員がより効果的かつ円滑にその活動を行えるよう、研修会を開催し、種々の情報提供を行っています。

また、地域住民に対して民生委員・児童委員活動の普及・啓発活動を行うことで、活動に関わる意識の醸成を図ります。

今後もこのような活動をとおして、民生委員・児童委員との連携を強化していくことが必要です。

## ◆ 推進項目

- (1) 県民生委員児童委員協議会との連携・協働
- (2) 民生委員・児童委員活動の充実支援

## ◆ 取組の方向

- (1) 県民生委員児童委員協議会との連携・協働
  - ・日頃の連携に加えて、県民生委員児童委員大会、各種会議等への参加などにより連携を深めるとともに、民生委員・児童委員活動への支援（各種研修等）を協働して進めます。
- (2) 民生委員・児童委員活動の充実支援
  - ・階層別研修会（会長、新任・中堅）の開催を通して民生委員・児童委員の知識向上と活動を継続できるよう研修を行うことにより民生委員・児童委員活動の充実を支援します。またこの他、地域福祉活動等に関する研修会への参加を呼びかけ、多方面から、社会課題に即した効果的な活動が行なえるよう支援します。
  - ・全国民生委員互助共励事業を活用し、単位民生委員児童委員協議会に助成金を交付して運営の充実と活動の強化をすることで、民生委員・児童委員活動の支援を図り

ます。

(3) 民生委員活動の地域住民への普及・啓発

- ・地域住民に民生委員・児童委員活動の普及・啓発を行うことにより、地域全体でその活動を支える意識を醸成します。

◆ 実施計画（目標）

事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
普及啓発セミナー等の実施	2か所以上の市町	2か所以上の市町	2か所以上の市町	2か所以上の市町	2か所以上の市町	2か所以上の市町

## 推進方策 I - 5

## 共同募金会との協働

## ◆ 現状と課題等

戦後の厳しい生活の中で、お互いに助け合って生きていこうという強い連帯感から、「国民たすけあい運動」として昭和22年に赤い羽根共同募金が誕生しました。

共同募金は、地域福祉の推進のために大きな役割を果たすとともに、大規模災害での災害ボランティアセンターへの支援などの役割も担っています。

一方で、全国的に募金額の伸び悩みが大きな課題となっており、解決すべき地域生活課題の共有や募金使途明確化と情報発信、多様な人材の参画による住民主体の運動展開等、共同募金運動の活性化を進めていくことが求められます。

本会としては、共に地域福祉の推進を図るパートナーとして、共同募金の趣旨、役割の周知と理解の促進を図っていますが、更に、様々な場面でこれらに積極的に取組んでいくことが必要です。

## ◆ 推進項目

- (1) 県共同募金会との連携・協働
- (2) 共同募金の周知、理解促進

## ◆ 取組の方向

- (1) 県共同募金会との連携・協働
  - ・赤い羽根募金や歳末たすけあい運動及びテーマ型募金運動等の展開に一体的に協力するとともに、県域及び各市町域での共同募金運動の活性化（共同募金の募金活動及び助成による事業の実施によって、地域の福祉課題とその解決・改善のために行う各種事業についての周知・啓発及び地域福祉への参加・参画の促進を図ること等）に向けた連携・協働及び市町社協への支援を進めていきます。
- (2) 共同募金の周知、理解促進
  - ・啓発ポスターの作成や本会が実施する事業が共同募金によることを明記するなど、広く県民に共同募金のPRを図りながら、共同募金の趣旨、役割の周知と理解の促進に努めます。

## 推進方策 I - 6 障害者の社会参加の促進

### ◆ 現状と課題等

障害（身体・知的・精神等）があってもなくても、住み慣れたまちで安心して生活を送ることができる環境づくりを進めるため、障害者差別解消法など様々な法制度の整備がなされており、これに適切に対応していくとともに、十分周知等を図っていくことが必要です。

本会では、「とちぎ視聴覚障害者情報センター」を運営するとともに、「とちぎセルプセンター」の充実強化、「障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）」の管理運営等により関係団体等との連携を図っていますが、更に様々な法制度の整備等も踏まえながら、障害者がより安心して生活ができるよう、個々の障害者や家族・支援者等の声を反映するなどして、当事者の視点に立った取組をさらに充実させていくことが必要です。

### ◆ 推進項目

- (1) とちぎ視聴覚障害者情報センター（点字図書館・聴覚障害者情報提供施設）の充実
- (2) 障害者差別解消法など法制度改正等への適切な対応
- (3) とちぎセルプセンターの充実強化
- (4) 関係団体等との連携及び支援

### ◆ 取組の方向

- (1) とちぎ視聴覚障害者情報センター（点字図書館・聴覚障害者情報提供施設）の充実
  - ・視聴覚障害者に対して各種の情報提供や相談、意思疎通支援を行うとともに、点字図書・録音図書・字幕（手話）入りビデオの製作・貸出及び手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣・斡旋等の取組の充実を図ります。
  - ・視聴覚障害者向けパソコン教室の開催等、ICT技術を習得・活用するための取組を行うことで、障害者の情報アクセシビリティの確保・向上を図ります。
- (2) 障害者差別解消法など法制度改正等への適切な対応
  - ・ホームページや広報誌、会議資料等の印刷物の作成、会議・研修等の開催に当たり、様々な対象者に応じた適切な配慮を行い、必要な情報を伝えられるよう努めます。
- (3) とちぎセルプセンターの充実強化
  - ・とちぎセルプセンターの会員である障害者就労支援事業所が作った製品や提供するサービス等の共同受注及び受注拡大、販路拡大、技術向上、商品開発などの各種事業を通して、県内障害者就労支援事業所及び働く障害者を支援します。
- (4) 関係団体等との連携及び支援
  - ・「障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）」の管理運営（受付業務等を栃木県

障害者スポーツ協会に委託) のほか、関係団体と連携して栃木県障害者文化祭や栃木県障害者スポーツ大会を運営するなど、障害者の社会参加の促進に努めるとともに各種事業により障害者の活動を支援します。

- ・令和4（2022）年に本県で開催される国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に向け、聴覚障害のある選手・観客等とのコミュニケーション支援を図る情報支援スタッフを養成します。また、この養成を契機として、手話や要約筆記<sup>2</sup>の普及啓発や聴覚障害者福祉向上のための環境醸成に努めます。

## ◆ 実施計画（目標）

事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
点字図書・録音図書の充実 (タイトル数)	21,900	22,250	22,600	22,950	23,300	23,650
とちぎセルプセンター 販売・受注調整件数	112	114	116	118	120	122

2 要約筆記：聴覚障害者等に、話しの内容をつかみ、それを文字にして伝える、聴覚障害者のための情報保障です。

## 推進方策 I - 7

## 福祉拠点における活動の充実

## ◆ 現状と課題等

とちぎ福祉プラザは、障害者をはじめとする県民の幅広い交流と社会参加、自主的な福祉活動を支援していくことにより県民がともに支え合う地域社会をつくることを目的に設置され、開館以来、県域の福祉・文化活動の拠点となっています。

本会では、県から指定管理者として、前期（平成26年度～平成30年度）に引き続き、今期（令和元年度～令和5年度）も指定を受け、県民がともに支え合う地域社会をつくるための原動力となるよう、誰もが使いやすい施設を目指し、利用者の利便性の向上に努めています。

なお、平成28年8月に、障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）が建て替えられ、わかくさ広場とともに一体管理となりました（受付業務等を栃木県障害者スポーツ協会に委託）。これからも、障害者がスポーツを通じて健康増進や社会参加の促進を図る拠点として適切な運営・管理を図っていきます。

また、本館は貸出施設の他、福祉関係団体（33団体）が入居する複合施設でもあり、入居団体で構成する管理運営協議会により連絡調整等の関係強化を図っています。

本館は開館から20年が経過し、適宜修繕・改修等が必要になってきていますが、創意工夫をしながら、福祉活動拠点施設に相応しい運営を行うことが必要です。

さらに、新型コロナウィルス感染症対策として、衛生面においても適切な管理に努め、安全で安心して利用できる環境を整えることが必要です。

## ◆ 推進項目

- (1) とちぎ福祉プラザ（本館及び障害者スポーツセンター）の円滑な運営

## ◆ 取組の方向

- (1) とちぎ福祉プラザ（本館及び障害者スポーツセンター）の円滑な運営

- ・入居団体で構成する管理運営協議会を開催するほか、利用者のアンケート調査を実施し、入居団体や利用者の意見を反映した適切な管理運営に努めます。
- ・見学者の受け入れやバリアフリー体験・啓発を行うなど、福祉活動拠点としてのPRに努めます。

市町社協の持つ様々な機能を十分に生かしながら、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげられるよう、職員の専門性の向上をはじめ、組織運営や事業の推進についてきめ細かな市町社協への支援を行います。

## 推進方策 II – 1

## 市町社協の基盤強化と事業への支援

### ◆ 現状と課題等

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化や世帯構造の変化により、地域では様々な困り事を抱えた世帯や地域の生活課題も顕在化しています。

平成29年及び今般の社会福祉法改正により地域福祉が施策化される中、住民主体による地域福祉推進の中核を担ってきた社協の役割や事業・活動への期待が一層高まっています。

本会では、市町社協がその役割を十分果たせるよう、組織力の向上や、また、それぞれの地域特性に応じた事業・活動展開ができるよう、引き続き積極的に支援していく必要があります。

### ◆ 推進項目

- (1) 「社協・生活支援活動強化方針」の推進
- (2) 地域福祉推進のための市町社協の運営基盤強化
- (3) 市町社協活動促進のための調査・研究
- (4) 市町社協職員連絡協議会等との連携及び支援

### ◆ 取組の方向

#### (1) 「社協・生活支援活動強化方針」の推進

- ・強化方針取組にあたっての留意事項である「社協役職員の共通理解（局内連携体制づくり）」、「地域の社会福祉法人連携・協働」等の取り組みの促進に向けて、支援を行うとともに、引き続きコミュニティワーク<sup>1</sup>の推進体制づくりの支援を行い「社協・生活支援活動強化方針」に掲げられた事業・活動を推進します。

#### (2) 地域福祉推進のための市町社協の運営基盤強化

- ・市町社協役職員を対象に、初任者として必要な基礎知識や技術の習得、中堅職員のスキル強化、管理職員や役員等のマネジメント力強化等のための階層別研修を行い役職員の資質の向上を図ります。
- ・労務・人事、経理・税務に関する研修の実施や社会保険労務士によるアドバイザー事業の活用により、適正な運営と基盤の強化を図ります。

1 コミュニティワーク：住民に共通する生活課題に対し、住民主体の原則に基づいて組織的に解決できるようにはたらきかけるソーシャルワーク（社会福祉援助技術）における援助技術体系の一つ。住民主体の原則や地域組織化及び福祉組織化を重要な実践概念として展開される。

- 市町社協が災害等緊急事態発生時に迅速かつ適切な対応を行い、行政や関係機関等との円滑な連携・協働が図れるよう、事業継続計画<sup>2</sup>（BCP：Business Continuity Plan）策定及び運用の支援を行います。

- 市町社協地域福祉活動計画の策定や住民主体の地域福祉活動の推進、ボランティア活動の振興を目的に市町社協に対し、栃木県地域福祉振興基金（栃の実基金）を活用し、積極的に支援をします。

### (3) 市町社協活動促進のための調査・研究

- 県内の市町社協の事業推進状況、運営・事業実態を毎年調査（「市町社会福祉協議会活動実態調査」）し、そのデータ分析をもとに市町社協に対する支援方策の検討を行います。
- 市町社協における課題や事業のあり方等について、市町社協部会や各種事業担当者会議において対応策の協議・研究に取り組みます。

### (4) 市町社協職員連絡協議会等との連携及び支援

- 市町社協職員連絡協議会などと連携・協力して、市町社協職員の資質の向上の取組をより一層進めます。

## ◆ 実施計画（目標）

事業内容	R3	R4	R5	R6	R7	R8
コミュニティワーク推進に係るモデル事業実施か所数	1か所以上	1か所以上	1か所以上	1か所以上	1か所以上	1か所以上

## 社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要

### 「行動宣言」にもとづく「強化方針」の柱

#### ○ あらゆる生活課題への対応

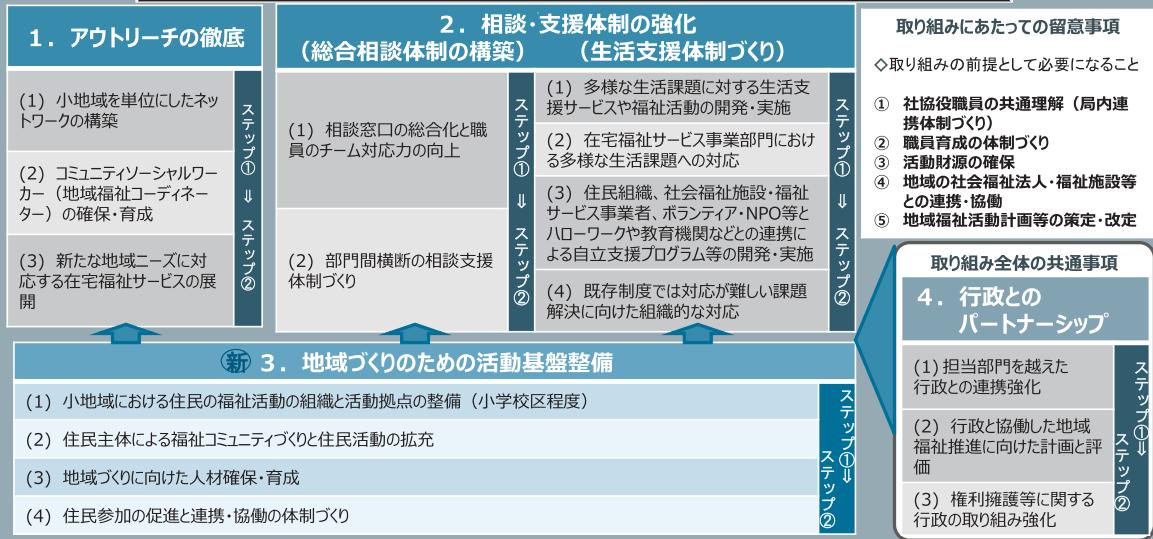
#### ○ 地域のつながりの再構築

「地域共生社会の実現」に向けた社協実践の着実な推進⇒「包括的な支援体制」における「協働の中核」を担う

地域住民から寄せられる多様な地域生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。

小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、地域の関係機関や団体との連携・協働の取り組みを広げることで、地域のつながりの再構築を図り、地域共生社会の実現に向けた実践をすすめる。

### 「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動



- 2 業務継続計画：感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。そうした場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策をまとめたものを指す。

## 推進方策 II - 2

## 住民主体の地域づくりを支援する人材の育成

## ◆ 現状と課題等

近年、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、8050問題<sup>3</sup>など）しています。そのような生活課題を包括的に受け止めるとともに、地域住民の主体性を高めつつ、住民自らが課題を明確化し、解決していくことを援助する社協の役割はより大きなものとなっています。

また、これまで社協が進めてきた住民主体の福祉活動に大きく影響する事業として、生活支援体制整備事業が実施されていますが、本県の生活支援コーディネーター<sup>4</sup>は、その多くが市町社協に配置されています（第1層SC：約5割、第2層SC：約8割が社協に配置。R2年度4月現在）。

そのため、社協の担うコミュニティワーカー<sup>5</sup>や生活支援コーディネーター等、住民主体の地域づくりを支援する人材の資質の向上は今後ますます重要になってきます。

それらの人材育成やネットワークづくりを強化していくことで、住民同士が「互助」で支え合いながら主体的に活躍できる地域づくりを推進していきます。

## ◆ 推進項目

- (1) コミュニティワーカー等の養成
- (2) 生活支援コーディネーターの資質向上

## ◆ 取組の方向

- (1) コミュニティワーカー等の養成
  - ・社協職員を対象に、コミュニティワークの基礎から学ぶ研修等を実施することで、コミュニティワーカーとしての資質向上を図ります。
  - ・相談支援コーディネーター<sup>6</sup>養成研修を実施し、多機関協働による包括的な支援体

3 8050問題：80代の親が50代の子どもを経済的に支える必要がある状態を指す。長期化した引きこもりに関連した社会問題。親子で社会から孤立した状態に陥っていることが多い。

4 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（SC【略】）：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

5 コミュニティワーカー：社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助に当たる専門職を指す。

6 相談支援コーディネーター：平成30年施行の社会福祉法第106条の3第1項第3号に規定された「多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制」において、協働の中核となる者。栃木県でつけた名称。協働の中核を担う機関の中で特に、複合的課題を受け止めて、多機関が連携した適切な支援をコーディネートする役割を担う者。国のモデル事業（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）でいうと、「相談支援包括化推進員」にあたる。

制の充実を図ります。

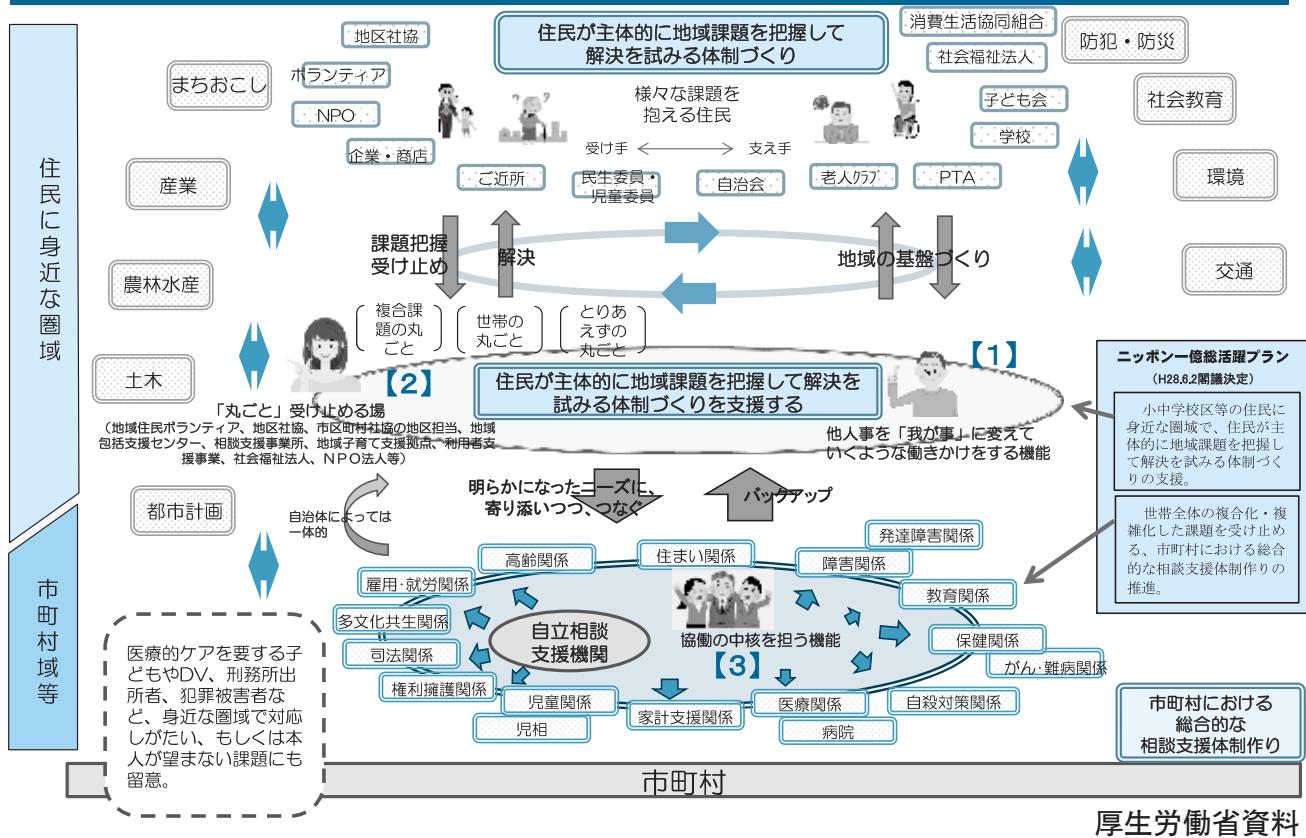
## (2) 生活支援コーディネーターの資質向上

- ・県等と連携した生活支援コーディネーターの情報交換やネットワークづくり、互助の拡大に向け住民主体の助け合い活動等に関する研修を開催します。

### ◆ 実施計画（目標）

事 業 内 容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
コミュニティワーク研修修了者数	10人	10人	10人	10人	10人	10人

### 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



福祉サービス利用者の尊厳と権利擁護の視点に立ち、利用者本位のサービスが適切に提供されるよう支援するとともに、関係機関との連携を図り、地域で安心して生活が送れるよう支援します。

## 推進方策Ⅲ－1

## 福祉サービス利用者の権利擁護の充実

## ◆ 現状と課題等

本会では、自らの判断で福祉サービスを利用する事が難しい方がサービスを利用しようとする際の支援や金銭管理などの日常生活の支援を行うために、日常生活自立支援事業（あすてらす）を実施しています。

長寿化やそれにともなう伴う高齢世帯の増加、疾病障害や貧困等により、「あすてらす」の支援を必要とする方が年々増加しています。多様化・複雑化した個人や世帯の課題に対応するため、専門員や生活支援員の確保や資質の向上が求められるとともに、行政や関係機関、親族等との連携、情報共有がより重要となっています。

また、利用者の判断能力の変化に対応するため、本事業で支援できなくなった方への成年後見制度への移行支援などを通して、更なる権利擁護の充実を図ることが求められます。

## ◆ 推進項目

- (1) 福祉サービス利用援助事業の推進
- (2) 事業従事者の確保・育成・定着
- (3) 事業実施体制の充実強化

## ◆ 取組の方向

- (1) 福祉サービス利用援助事業の推進
  - ・利用者が、地域で安心して生活を送るため、市町社協と連携しながら、福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。
  - ・本事業を広く知ってもらえるよう、市町社協と協力して、県民や関係機関等に周知を図ります。
- (2) 事業従事者の確保・育成・定着
  - ・利用者及び関係機関等と連携して本事業を推進する専門員は、様々な知識や相談援助技術が必要です。多様なケースへの対応方法や課題・ノウハウの共有を図ることで、技術の向上、専門員としての自信ややりがいに繋がるよう、専門員同士の連携を強める機会を作り、人材の確保・育成・定着に努めます。

- ・利用者の支援に直接携わる生活支援員の確保・育成のため、本事業の周知により一層取り組むとともに、必要な知識、技術の向上を図るための研修などを実施します。

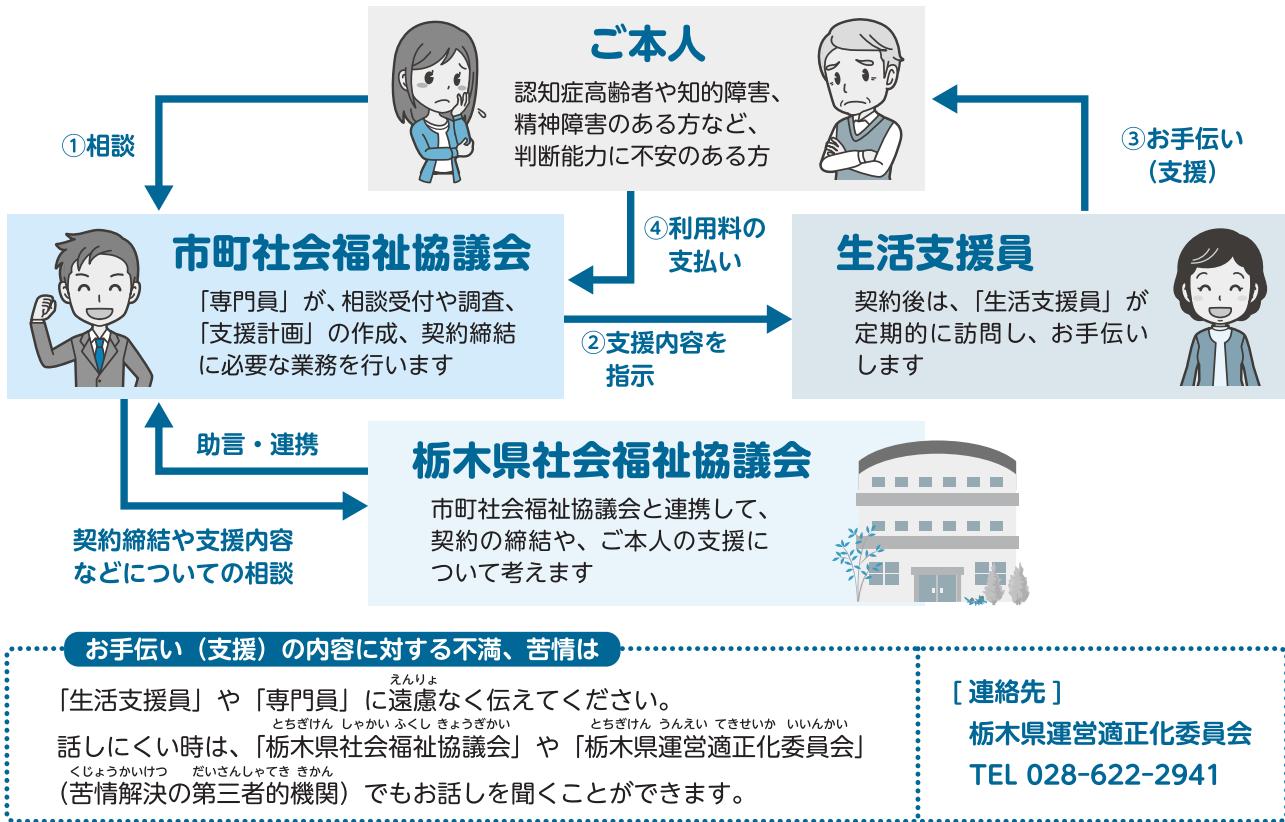
### (3) 事業実施体制の充実強化

- ・円滑な事業推進のために保健、医療、福祉、法律、金融などの関係機関との連携の強化を図ります。
- ・県内いすれの市町に居住する住民も、安心して本事業を利用できるよう、市町社協との連携を強化するとともに、市町社協に対する監督、指導、支援の強化を図ります。

## ◆ 実施計画（目標）

事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
あすてらす事業説明の機会確保	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上
専門員、生活支援員の技術向上、情報共有の機会確保（研修会、連絡会議等の開催）	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上
市町社協への訪問、連携の機会確保（市町社協訪問、ケース会議への同席、支援同行等）	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上

## あすてらす（日常生活自立支援事業）のしくみ



### あすてらす利用者の抱える課題 (主たる課題 1つ)

【平成30年度新規契約者200名中】

- |                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| 1 世帯支援が必要 (18%)                | 2 滞納・借金がある (11%)   |
| 3 親族関係が良くない (8 %)              | 4 親族がいるが高齢 (9 %)   |
| 5 本人に病気がある (末期がんなど) (9 %)      | 6 親族等から搾取がある (8 %) |
| 7 身寄りがない (7 %)                 | 8 浪費してしまう (3 %)    |
| 9 虐待、未成年、刑余者、生活困窮、ゴミ屋敷 (各 2 %) |                    |
| 10 その他 (18%)                   |                    |

※こうした課題を複合的に抱えている方が多い

## 推進方策III－2

## 成年後見制度の活用促進

## ◆ 現状と課題等

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々の権利を擁護し、日常生活や財産管理を支援するための制度です。

しかしながら、県内の成年後見制度の利用者数は、他県と比べて低調であることを踏まえ、成年後見制度の利用を必要とする人が適時に利用できるよう、また、後見人等を中心として被後見人等を地域全体で支えあう仕組みづくりが喫緊の課題です。

とちぎ成年後見支援センターは、後見人等の担い手となる法人後見事業の推進（体制整備）や地域で相談支援を担う機関等を対象とした研修企画をとおした人材育成、司法、福祉関係団体と連携して、成年後見制度の活用促進にあたるため協力体制の構築などに取り組みます。

## ◆ 推進項目

- (1) 法人後見事業の推進
- (2) 地域連携ネットワーク構築の推進
- (3) 司法、福祉団体との連携体制の構築と事業推進

## ◆ 取組の方向

- (1) 法人後見事業の推進
  - ・後見人等の担い手となる市町社協における法人後見事業について、実施している社協の担当職員（法人後見専門員）を対象とした技能向上研修の企画や担当者連絡会議等で課題を共有し、事業の円滑な取り組みに向けた支援を行います。  
また、法人後見事業の一助を担う法人後見支援員を育成します。
- (2) 地域連携ネットワーク構築の推進
  - ・支援を必要としている方を地域で関係機関が連携して支援していくためには、権利擁護支援の地域連携ネットワーク<sup>1</sup>の構築が求められています。  
同ネットワークにおける第一次相談窓口<sup>2</sup>にて相談支援にあたる者を対象としたスキルアップ研修や中核機関<sup>3</sup>の担い手である市町行政や市町社協職員を対象とした研修を実施します。
- (3) 司法、福祉団体との連携体制の構築と事業推進
  - ・とちぎ成年後見支援センター運営委員会を設置し、栃木県弁護士会、リーガルサポートとちぎ、権利擁護センターばあとなあとちぎ、宇都宮家庭裁判所等とセンター事業を始め、県内の成年後見制度利用促進<sup>4</sup>にかかる課題共有を図り、新たな事業の

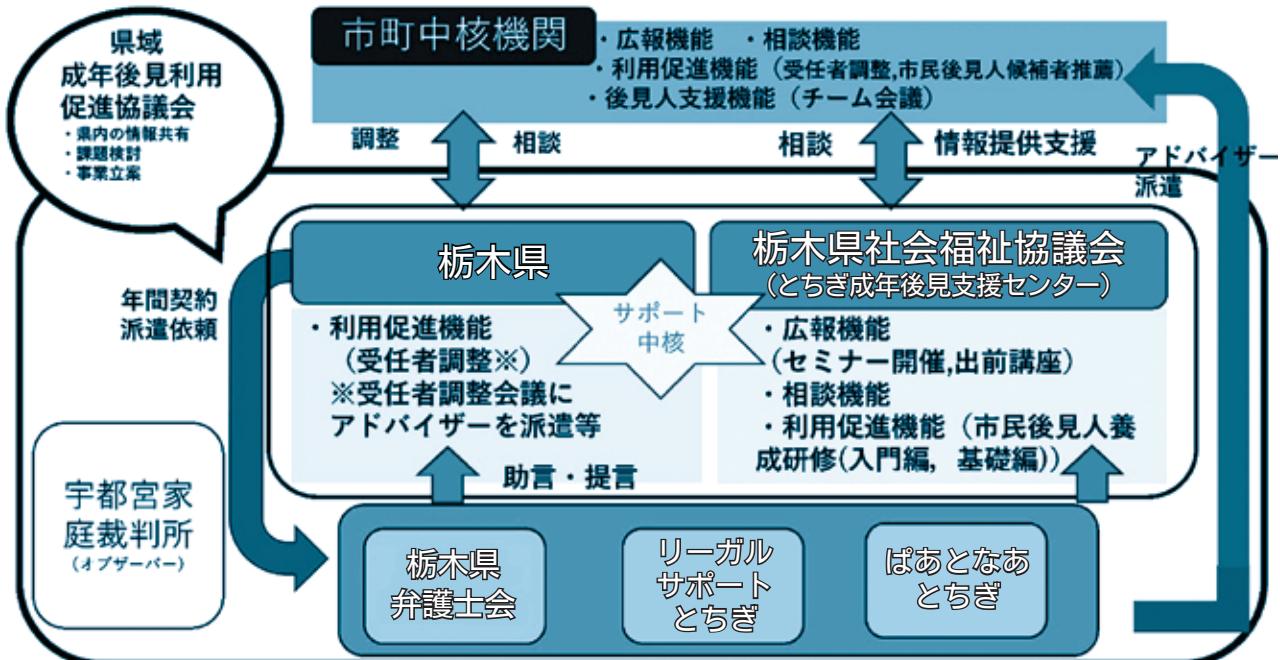
開発を行います。

## ◆ 実施計画（目標）

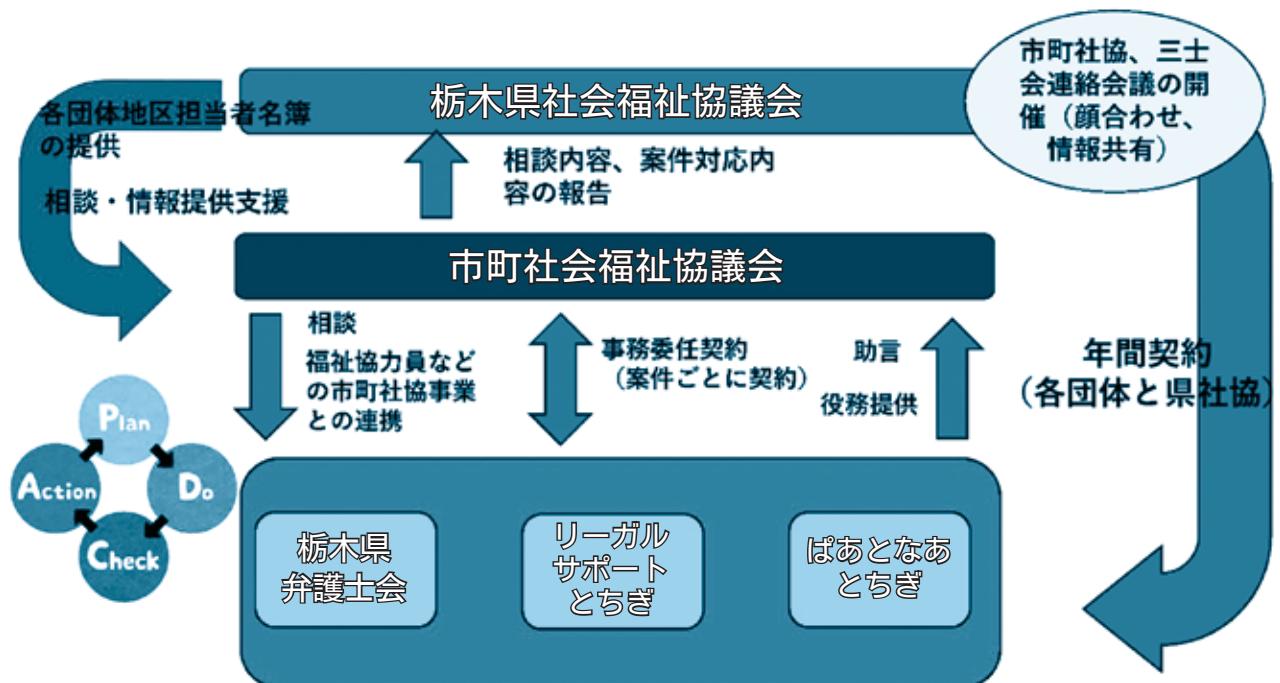
事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
市町社協法人後見事業の推進に向けた後方支援 <sup>5</sup> (後見業務連携)	業務連携体制の構築	業務連携事業試行的実施	業務連携事業全県下実施	事業見直し・体制再構築	継続実施	継続実施
成年後見制度利用促進に関する取り組み <sup>6</sup> (サポート中核)	サポート中核スキームの構築	市町中核機関への周知・試行的実施	全県下実施	スキーム見直し・再構築	継続実施	継続実施

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク：成年後見制度利用促進法などにより示された、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる「保健・医療・福祉」の連携に「司法」も含めた権利擁護支援のための地域連携の仕組みをいう。  
ネットワークでは、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に備えることとされている。
- 2 第一次相談窓口：市町行政、市町社協、地域包括支援センター、相談支援事業所などの、地域で成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する相談を初期に受け付ける窓口を指す。  
なお、成年後見制度利用促進法では、市民に対して、窓口を明確にし、積極的な周知を図るよう求めている。
- 3 中核機関：地域連携ネットワークにおいて4つの機能が確立されるようコーディネートを担う中核的な機関。地域の実情に応じて、市町等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されている。（市町直営又は委託）
- 4 成年後見制度利用促進：平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降、成年後見制度利用促進法）」が施行され、認知症高齢者・知的障害者等、判断能力が十分ではない方々の日常生活・財産管理を社会全体で支え合うことが地域社会における喫緊の課題とされ、成年後見制度がそのための重要な手段であると示された。全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が必要な時に利用できる体制整備を推進することを目的としている。
- 5 市町社協法人後見事業の推進に向けた後方支援（後見業務連携）：市町社協が実施している法人後見事業において、困難ケースに円滑に対応できるよう後見実務における専門職との連携体制の構築を目指すもの。
- 6 成年後見制度利用促進に関する取り組み（サポート中核）：県内の市町で設置される中核機関において、中々取り組みが進みにくい、「利用促進機能」の補完的な仕組みとして、県、県社協、三士会（弁護士会、リーガルサポート、ばあとなあ）等関係機関とが連携して中核機関を支援する、「サポート中核」事業の実施を目指す。  
例えば、成年後見制度の利用を含めた支援の方針を検討する「ケース検討会議」やどのような後見人等が適しているか調整する「受任者調整会議」などの専門職のアドバイスが必要な場面に、アドバイザーを派遣することを想定している。

## ◆ 取組の方向



## ◆ 取組の方向



## 推進方策Ⅲ－3

## 福祉サービス運営適正化の推進

## ◆ 現状と課題等

選択・契約に基づく福祉サービス利用の仕組みを支え、福祉サービスの苦情を適切に解決するとともに、日常生活自立支援事業（あすてらす）の適正な運営を確保することを目的に、第三者機関として栃木県運営適正化委員会が本会に設置されています。

福祉サービスへの苦情内容は多岐にわたっており、様々な要因により解決が困難な事例も増加しています。

利用者本位のサービスの実現に向け、福祉サービス事業者が設置する苦情解決体制の強化を促進するとともに、栃木県運営適正化委員会においても利用者本位を目指した柔軟かつ積極的な活動が必要です。

一方、利用者に対しても、福祉サービスに対する正しい理解と適切な利用促進を図ることが苦情となる事態を未然に防ぐことになるため、その周知、支援も必要です。

## ◆ 推進項目

## (1) 運営適正化委員会機能の充実

## ◆ 取組の方向

## (1) 運営適正化委員会機能の充実

- ・利用者等からの苦情申出について「苦情解決委員会」を開催し、適正な解決方法を検討します。
- ・利用者や事業所が安心して苦情解決制度を利用できるよう、利用者、家族、福祉サービス事業所等に対して幅広く周知を図ります。
- ・巡回指導等を実施し、事業所内の苦情解決体制整備の推進に努めます。
- ・日常生活自立支援事業（あすてらす）の円滑かつ適正な運営を確保するため「運営監視委員会」を開催するとともに、市町社協における事業実施状況について調査・助言・勧告を行います。
- ・日常生活自立支援事業（あすてらす）に関する苦情申出内容について検討を行い、迅速・適切な対応に努めます。

## 推進方策III－4

## 福祉サービスの質の向上の支援

## ◆ 現状と課題等

福祉サービス第三者評価事業は、事業所の提供するサービスの質の向上及び利用者の選択に資する情報の提供を目的としています。

本会では、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構を設置し、評価機関の認証、評価基準の作成や改定等を行うとともに、評価調査者の確保と質の向上に取組んでいますが、第三者評価を受審する事業所は少ないのが現状であり、事業所がより積極的に第三者評価を受審するようにしていくことが必要です。

また、認知症高齢者グループホームを対象とした外部評価事業においては、評価調査員の確保及び質の向上を図り、評価機関としてのさらなる質の向上を図る必要があります。

## ◆ 推進項目

- (1) 福祉サービス第三者評価の推進
- (2) 地域密着型サービス外部評価事業の実施

## ◆ 取組の方向

## (1) 福祉サービス第三者評価の推進

- ・受審事業所の増加に向けて、評価機関や行政、関係機関等と連携をしながら、福祉サービス第三者評価事業の普及啓発に努めます。
- ・評価調査者の研修を通して、評価に必要な知識や技術を高め、評価調査者の質の向上に取組みます。
- ・国のガイドラインの発出状況に合わせて、適時、基準の見直し、対象サービスの拡充を図るとともに、公正・中立性を確保しサービスの質の向上につながる評価手法を検討します。

## (2) 地域密着型サービス外部評価事業の実施

- ・外部評価の目的が達成されるよう評価調査員の確保、質の向上に努めます。
- ・事業所・県民から信頼される評価機関を目指します。

## ◆ 実施計画（目標）

事 業 内 容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
第三者評価受審件数（※）	250件	270件	290件	310件	330件	350件

（※）事業開始（平成17年度）からの延べ数

福祉分野における労働力需要は、今後着実に増え続けることから、福祉事業者等が質の高いサービスを継続的に提供していくよう、サービスを担う人材の確保と、その質の向上を同時に推進します。

## 推進方策IV－1

## 福祉人材の確保と定着

## ◆ 現状と課題等

少子高齢社会による福祉ニーズの増大と労働人口の減少が進む中で、本県では、団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年には、さらに約8,900人の介護人材が必要とされています。また、待機児童数は近年減少傾向にありますが、多様化する子育て支援のニーズに対応するため、保育士等も含めた福祉人材の確保、育成、定着は緊急の課題となっています。

こうした中で、若い世代から中高齢者まで、幅広い世代に福祉職への理解・関心を深め、参入促進を図るとともに、再就職支援にも力を入れていく必要があります。

福祉分野でも、働き方改革関係法令の施行や多様な人材の参入促進が図られる中、求職者及び求人事業所それぞれの希望に沿ったきめ細やかなマッチングにより、働きやすい職場環境が整備されていくことが求められています。

本会では、福祉人材・研修センター及び保育士・保育所支援センターを設置し、無料職業紹介や相談会、各種講座等を実施していますが、求職者や求人事業所のニーズ等を的確に捉え、各関係機関との連携を図りながら、福祉人材の確保・定着に向けた各種事業を進めしていくことが必要です。

## ◆ 推進項目

- (1) 就労への支援と人材確保の促進
- (2) 多様な人材の参入促進
- (3) 職場定着への支援
- (4) 福祉職のイメージアップと、福祉の魅力発信

## ◆ 取組の方向

- (1) 就労への支援と人材確保の促進
  - ・無料職業紹介事業においてより多くの求職者を就労に結び付けるため、求職登録者への継続的な関わりを通して、その希望や状況等に応じた、きめ細かな支援に努めます。
  - ・福祉職に興味・関心のある方が、その適性を把握し、福祉職への理解を深められる

よう、社会福祉施設で職場を体験する機会を提供します。

- ・ハローワーク等県内各地での出張相談をはじめ、エリア別就職フェア等の開催を通して、求職者の利便性を図り、福祉職への興味・関心を高めていきます。
- ・ダブルワークや短時間勤務など、柔軟な働き方ができる求人の開拓を行い、求職者の希望に沿ったきめ細やかなマッチングを行うことにより、より一層の人材確保に努めます。

#### (2) 多様な人材の参入促進

- ・若い世代から中高年齢者までの幅広い世代や他分野からの転職希望者等の参入を促進するため、出前講座やスタート講座の開催、ケア・アシスタントの養成、ハローワーク等での積極的な出張相談等を行い、多様な福祉の担い手の確保に努めます。
- ・生きづらさを抱えた方や求職活動が長期化するなどの就職困難な求職者に対して、事業所の就労条件の調整や、専門的な就労支援団体との連携により、細やかな支援を進めていきます。
- ・介護福祉士・社会福祉士・保育士養成施設の学生等に対し、修学資金等の貸付けを行うと同時に、潜在的な有資格者に対して再就職準備金等の貸付を行い、人材の確保・定着を支援します。また、新たな貸付事業の制度周知や利用促進を図り、効果的な活用を支援していきます。
- ・今後増加が見込まれる外国人の就労に対して、関係機関や求人事業所と連携し、就労場所の情報提供やマッチングにとどまらず、定住・定着のために個々が必要とする支援を行っていきます。

#### (3) 職場定着への支援

- ・介護福祉士等届出制度<sup>1</sup>や保育士サポートシステムへの登録を促し、必要な情報発信を行うなど円滑な運用を図るとともに、福祉人材の掘り起こしと就労を支援します。
- ・センター紹介による入職者に対して、離職を防止し定着を促進するために、事業所とともに入職後の支援を行います。
- ・社会福祉法人福利厚生センター「ソウェルクラブ」栃木事務局として、未加入法人に対して加入の促進を図るとともに、本県独自の会員交流事業などの実施を通して、社会福祉事業従事者の福利厚生の充実を図ります。

#### (4) 福祉職のイメージアップと、福祉の魅力発信

- ・SNS<sup>2</sup>やラジオ、広報誌等あらゆるメディアを活用し、時代に即した情報提供を行うと共に、福祉職に対する社会一般のイメージを向上させることを目的として、

1 介護福祉士等届出制度：離職した介護福祉士の再就業を促進し、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士等の有資格者は、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたもの。

2 SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。社会的な繋がりを作り出せるインターネットを介したサービス。意見の交換や知り合いの紹介などをすることで、新たな人脈作りやコミュニティを掲載することができる。

情報発信を行います。

## ◆ 実施計画（目標）

事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
紹介・応募による採用人数	220	230	240	250	250	250
紹介におけるマッチング率	78%	80%	82%	85%	85%	85%
出前講座開催校数	50校	50校	50校	50校	50校	50校
福利厚生センター加入会員数	3,850人	3,900人	3,950人	4,000人	4,000人	4,000人

## 推進方策IV－2

## 福祉人材の育成

## ◆ 現状と課題等

福祉の役割がますます増大・多様化する中で、福祉人材の「量的拡充」と共に、福祉事業者等が質の高いサービスを継続的に提供していくことが求められており、その実現のためには、従事する職員の「資的向上」が不可欠です。

また、組織の中で職階に応じた役割を担う職員育成のための階層別研修やキャリアパス体制を構築することは、離職防止策としてだけでなく魅力のある職業として理解してもらうためにも重要なことです。

本会では、各種研修の実施を通して福祉事業所等の人材育成を支援していますが、今後ますます他業種から福祉職に従事される方や、再び福祉職に従事される方が増えることから、時代の変化に対応した職員の資質向上に向けた取り組みを積極的に行っていくことが必要です。

## ◆ 推進項目

- (1) 専門研修の充実
- (2) 独自研修の充実

## ◆ 取組の方向

- (1) 専門研修の充実
  - ・すべての社会福祉従事者がより質の高いサービスの提供ができるよう、ニーズや時宜にかなったテーマを設定するとともに、適切な講師の選定や研修技法などにも留意しながら、満足度の高い研修をより効果的に実施します。
- (2) 独自研修の充実
  - ・福祉現場のニーズや興味・関心に応じ、先進的知識や技術、最新情報などの満足度の高いテーマによる研修を実施します。

## ◆ 実施計画（目標）

事 業 内 容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
専門研修満足度 (アンケート調査による)	80%以上	85%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
独自研修満足度 (アンケート調査による)	80%以上	85%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上

社会的孤立・経済的困窮など福祉課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、自立のために必要な支援を行う体制づくりに取り組みます。

また、自立を目指す低所得世帯等が安定した生活を実現できるように、市町社協や関係機関と連携して必要な支援を行います。

## 推進方策V－1 生活困窮者への自立支援

### ◆ 現状と課題等

生活保護に至る前の生活困窮者に対する包括的な支援のしくみとして、平成27年度から生活困窮者自立支援制度が法制化されました。

地縁・血縁の弱い現代社会において、経済的困窮は、社会的孤立を招き、問題をさらに複雑化させ、自立を困難にさせています。

地域住民が抱える生活課題が複雑化・複合化する中、社会福祉法の改正により包括的な支援体制の整備が法制化され、社協による生活困窮者の自立支援への取り組みも、市町における包括的な支援体制を念頭におきながら、より積極的に行っていく必要があります。

地域福祉の中核を担う社協には、社協が持つ総合相談機能と社会資源の開発（まちづくり）機能を充実させ、関係機関と連携し、生活困窮者の経済的自立と社会的孤立の解消を図る大きな役割が期待されています。

### ◆ 推進項目

- (1) 市町社協と連携した生活困窮者への自立支援の推進
- (2) 生活困窮者自立支援事業を実施する関係機関との連携強化

### ◆ 取組の方向

- (1) 市町社協と連携した生活困窮者への自立支援の推進
  - ・生活困窮者を支えるためには、市町社協の充実した相談支援体制を更に充実させていくことが必要となります。また、市町社協と行政、民生委員・児童委員、社会福祉法人、ボランティアなどの地域住民が有機的に連携できる仕組みづくりも重要です。このため、勉強会の開催や個別支援を通じて、事業運営に関する情報の共有化や課題の検討を行うなど、市町社協の支援強化を図ります。
- (2) 生活困窮者自立支援事業を実施する関係機関との連携強化
  - ・事業を実施する行政、社協、その他民間団体との連絡調整会議等を実施し、各機関が協働できる支援体制づくりを進めます。

また、包括的支援体制整備を見据えて、多機関との連携・協働を円滑にできる人材育成のための従事者養成研修についても、一層の取組強化を図ります。

## ◆ 実施計画（目標）

事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修修了者数（累積）	84人	96人	108人	120人	132人	144人

## 推進方策 V-2

## 貸付事業等による自立支援

## ◆ 現状と課題等

本会では、資金の貸付、交付事業により低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯の自立支援を行っています。

生活困窮者自立支援事業においても、生活福祉資金貸付事業<sup>1</sup>は生活困窮者の自立支援のための重要な支援策のひとつに位置づけられています。

変化する社会情勢と、多様化・複雑化するニーズに対応するため、市町社協や関係機関との連携を強化し、個別ケースに応じたきめ細かな支援を行うことが必要となっています。

## ◆ 推進項目

- (1) 生活福祉資金貸付事業等の推進
- (2) 交付事業による自立支援

## ◆ 取組の方向

## (1) 生活福祉資金貸付事業等の推進

- ・低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対する重要な支援施策の一つとして位置づけられている生活福祉資金貸付事業等において、市町社協や民生委員、関係機関・団体等と連携し、適切な支援を行います。

また、貸付後においても、借受人（世帯）への訪問や電話での状況確認等の償還指導とともに、生活困窮者自立相談支援事業等関係機関との連携による効果的・効率的な支援を継続し、対象世帯の自立の促進につなげます。

なお、新型コロナウィルス感染症の影響による特例貸付事業については、制度の方針を踏まえながら、今後長期にわたる償還等への適切な対応を図ります。

## (2) 交付事業による自立支援

- ・既存の施策をもって救済しえない切実な問題を抱える方に対して、愛の基金交付事業<sup>2</sup>を活用するとともに、関係機関と連携し、効果的な支援を行います。

1 生活福祉資金貸付事業：低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。

2 愛の基金交付事業：社会的な援護を必要とする方のうち、法的援護等によって救援しえない方に対し、基金を交付することにより、その再生意欲を助長する事業。

## ◆ 実施計画（目標）

事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
生活福祉資金貸付世帯支援 訪問件数	400件	400件	400件	400件	400件	400件

福祉サービスに多様な事業主体が参入する中、社会福祉法人・施設の適正な経営を支援するため、経営全体にわたる相談・支援を行うほか、社会福祉法人による地域における公益的な活動を推進するなど、社会福祉法人・団体との連携、支援を強化します。

## 推進方策VI－1

## 社会福祉施設経営支援・団体との連携、支援

### ◆ 現状と課題等

社会福祉事業経営者には、多様化する福祉ニーズに応えて、利用者により質の高いサービスを提供していく責務があり、そのためには安定的、持続的な施設経営が求められます。

また、いわゆる社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人には、経営の透明性の向上はもとより、地域における公益的な活動の実施などが求められています。

社会福祉法人に対しては、財務・経理、税務、人事・労務、法務などの広範な分野にわたって、制度改革等に即応した経営支援が必要となります。

本会としては、研修会等を通じた経営支援とともに、社会福祉施設団体との連携を強化し、共通課題の解決等に向けた取り組みをすることが必要です。

### ◆ 推進項目

- (1) 福祉施設経営指導事業の実施
- (2) 社会福祉法人経営者協議会との連携、支援
- (3) 社会福祉施設団体との連携、支援

### ◆ 取組の方向

- (1) 福祉施設経営指導事業の実施
  - ・法律や制度の改正等により社会福祉法人や福祉施設の経営に関する相談が多様化する中で、事業の一層の周知に努めるとともに、専門家等による相談体制により各種の相談に迅速・的確に対応します。
  - ・社会福祉法人経営者を対象とした、経営・管理能力の向上や課題対応等に関する研修会を開催します。
  - ・国の動向などの最新情報をタイムリーに提供します。
- (2) 社会福祉法人経営者協議会との連携、支援
  - ・県内の社会福祉法人経営者が会員となって組織する社会福祉法人経営者協議会が実施する各種事業（研修会、相談活動、情報提供など）について、企画調整や經理事務などの支援により、円滑な運営を推進します。

### (3) 社会福祉施設団体との連携、支援

- ・社会福祉施設団体と連携して事業等を実施するとともに、必要な支援を行います。
- ・社会福祉施設の振興及び発展並びに地域福祉への貢献を目的として、社会福祉施設部会を開催します。

## 推進方策VI－2

## 社会福祉法人による地域における公益的な活動の推進

## ◆ 現状と課題等

平成28年の改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が課せられたところであります。地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、各法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な活動が進められてきています。

一方で、当該取組の範囲が曖昧であることなどから、本会としては、個々の社会福祉法人の活動等を支援するとともに、主体となって、県内の社会福祉法人の連携を推進し、また研修会等を実施するなどして、広く地域における公益的な活動に取り組んでいます。

## ◆ 推進項目

## (1) 社会福祉法人による地域における公益的な活動の推進

## ◆ 取組の方向

## (1) 社会福祉法人による地域における公益的な活動の推進

- ・栃木県社会福祉法人経営者協議会や各種別団体との連携により、県内の社会福祉法人が連携して広域的に実施する公益的な活動等を目的とした、栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会（いちごハートねっと事業）が平成29年度に設置され、種別を超えた社会福祉法人間連携による地域における公益的な活動の推進に繋がってきています。

今後も推進協議会事業をとおして社会福祉法人の地域における公益的な取組事業の支援を実施していく他、小地域における社会福祉法人間の連携も始まっていることから、活動の中核となる市町社協等との連携にも努めています。

災害が頻発化・大規模化する昨今において、社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置するなどして復旧・復興支援に当たることが大きな役割となっています。また、避難所における要支援者の支援も課題となっており、福祉支援体制の整備が求められています。

有事に備えて、日頃から研修、会議等を実施し、関係機関等と連携を深めるなどして、市町社協への支援の強化、本会の体制整備等を行い、災害対応力を強化します。

## 推進方策VII－1

## 災害対応力の強化

## ◆ 現状と課題等

本県が過去最大級の被害を受けた令和元年東日本台風において、県内で10か所もの市町社会福祉協議会により災害ボランティアセンターが設置され、2万7千人を超えるボランティアの受け入れや被災者の生活再建支援など、被災地の復旧・復興に大きな役割を果たしました。

災害が頻発化・大規模化する昨今において、平時から地域と関わり、災害時にもその関わりを活かし、地元と協働した復旧・復興を行う社会福祉協議会の役割はより大きなものとなっており、社会福祉協議会の災害対応力の強化を図っていく必要があります。

また、迅速かつ円滑な被災地支援を行う上で、県域・市町域での官民・民民の連携体制の構築が不可欠であり、その基盤整備を平時から行っていく必要があります。

さらに、一般避難所等に避難する要配慮者の二次被害を防ぐために、社会福祉法人等の連携による「栃木県災害福祉支援チーム（DWAT<sup>1</sup>）」の円滑な推進を図っていく必要があります。

## ◆ 推進項目

- (1) 災害ボランティアセンターの基盤整備
- (2) 社協間の連携強化
- (3) 行政、社協、NPO等の三者連携の推進
- (4) 災害時の要支援者への支援

1 DWAT：「Disaster Welfare Assistance Team」の略で災害派遣福祉チームのこと。

## ◆ 取組の方向

### (1) 災害ボランティアセンターの基盤整備

- ・災害ボランティアセンター運営基盤の強化やマネジメント等の研修を実施し、市町社協の災害対応力強化を図ります。

### (2) 社協間の連携強化

- ・市町社協の災害担当者連絡会議を定期開催し、担当者間の顔の見える関係づくりや連携体制の強化を図ります。
- ・災害ボランティアセンター運営支援者の研修を実施し、被災地応援職員の資質向上を図るとともに、社協間相互の応援派遣体制や協力体制の構築を図ります。

### (3) 行政、社協、NPO等の三者連携の推進

- ・災害ボランティアネットワーク会議の開催など平時から行政やNPO、共同募金会、日本赤十字社、日本青年会議所、専門士業等関係機関との連携体制構築を図り、災害時の迅速かつ円滑な支援体制づくりを進めます。

### (4) 災害時の要支援者への支援

- ・本会は、福祉の専門職で構成される「栃木県災害福祉支援チーム（D W A T）」を一般避難所等に派遣する仕組みである栃木県災害福祉広域支援協議会の事務局を担っており、災害時における高齢者や障害者などの要配慮者の二次被害を防ぐために、チーム員の研修会の開催による資質向上やニーズに対応したチーム調整などを行えるように努めます。

## ◆ 実施計画（目標）

事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
災害ボランティアセンター運営研修受講者数	25人	25人	25人	25人	25人	25人

業務が多様化、専門化する中で、市町社協をはじめ社会福祉施設、関係団体などの会員と県民の参加をさらに促進し、機能的で効果的な事業が展開できるよう組織基盤の強化に取り組みます。

## 推進方策VIII－1 組織体制の充実

### ◆ 現状と課題等

理事会、評議員会は、意思決定、運営体制の決定に関わる重要な機関です。本会に求められる役割が多様化する中で、福祉に関する専門性のみならず、事業経営面でも専門性が求められています。また、運営の透明性の確保や高い公益性が求められています。

理事会、評議員会をより活性化し、法人執行体制の適正化が必要です。

また、会員相互の連絡を図り、共通の事項等の研究協議を行う部会については、新たな福祉課題への対応を議論するとともに、本会内での部会の位置付けについても明確化する必要があります。

さらに、福祉分野が広がりを見せ、大きく変化している中、高度な専門性と幅広い視野をもった事務局職員の育成が必要です。

### ◆ 推進項目

- (1) 理事会・評議員会等の活性化
- (2) 部会活動の充実・強化
- (3) 事務局体制の強化
- (4) 危機管理体制の強化
- (5) 職員の資質の向上
- (6) 政策提言（ソーシャルアクション）機能の強化
- (7) 社会福祉関係制度への対応強化

### ◆ 取組の方向

- (1) 理事会・評議員会等の活性化
  - ・理事会、評議員会の活性化を行い、適正な会務の運営を行います。
- (2) 部会活動の充実・強化
  - ・本会部会規程に基づき、市町社会福祉協議会部会、社会福祉施設部会等を開催し、共通の事項について研究協議を行い、必要な場合にその実践を図るなど部会活動の充実・強化を図ります。

### (3) 事務局体制の強化

- ・事業点検・評価<sup>1</sup>を定期的に実施し、最小の経費で最大の効果が得られるよう執行体制の強化に努めます。
- ・衛生委員会<sup>2</sup>を定期的に開催し、適切な労働環境の整備に努めます。

### (4) 危機管理体制の構築

- ・「災害対応マニュアル」、「業務継続計画（B C P）」に基づき、災害発生時等の役割分担の職員への周知徹底を図るとともに、平常時の対策（訓練等）を定期的に実施します。

また、必要な資機材、備蓄品等を適切に管理し、有事に備えます。

### (5) 職員の質の向上

- ・本会は地域福祉の推進の中核を担う団体であり、職員にはそのための高度な専門性が求められるため、福祉関係資格取得の促進を図るほか、本会独自研修の実施や他機関が実施する研修への参加を通して職員の質向上を進めます。

### (6) 政策提言（ソーシャルアクション）機能の強化

- ・福祉団体・社会福祉施設等が直面する課題について、関係団体との協議を通して幅広く支持される課題解決のための意見を集約し、本会事業企画に反映させていくとともに、行政等に対し制度・政策・予算に関する要望の場を設けるなど、柔軟に対応していきます。

### (7) 社会福祉関係制度への対応強化

- ・制度改正に合わせ、求められる事項について、適切に対応します。

---

1 事業点検・評価：事業活動における管理業務を円滑に進めるための手法の一つであるP D C Aサイクル（plan：計画 do：実行 check：評価 action：改善）のC（check：評価）にあたる部分のこと。

2 衛生委員会：労働安全衛生法第18条の規定に基き、特定の規模の事業所ごとに設置を義務付けられた委員会。労働者の健康障害を防止するため、対策等を調査審議し、事業者に意見を述べる役割を担う。

## 推進方策VIII-2 運営基盤の強化

## ◆ 現状と課題等

様々な福祉課題が顕在化する今日、福祉ニーズに対する、より迅速で的確な取組が求められる一方、補助金等の公費財源は年々縮減される傾向にあります。健全な事業活動の実施、会務の運営のためには財源の確保が必要であり、とりわけ補助金・受託金の額に左右されることなく安定した事業を推進していくためには、自主財源の確保と内部管理経費の一層の節減が必要となります。

また、組織ガバナンス<sup>3</sup>の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化が求められており、適正な組織運営に努めることが必要です。

## ◆ 推進項目

- (1) 会員事業の充実
- (2) 多様な財源の確保

## ◆ 取組の方向

## (1) 会員事業の充実

- ・会員サービスの拡充を図り、事業の実施や成果等の情報提供を適切に行い、本会の活動に対する理解促進に努めます。また、多様な関係機関・団体と協働した本会事業の展開を図るため、新規会員の開拓に取り組みます。

## (2) 多様な財源の確保

- ・歳出削減に努めるほか、地域福祉推進のための財源である共同募金配分金や各種助成金、寄付金等の民間財源を活用して事業を推進します。
- ・また、福祉関係図書の斡旋手数料、広報紙等の広告料、駐車場管理収益等についても、貴重な財源と捉え、確保のための積極的な取組を行います。

## ◆ 実施計画（目標）

事 業 内 容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
会員事業の拡充	見直し	見直し	拡 充	充 実	充 実	充 実

3 ガバナンス：統治。支配。管理。また、そのための機構や方法のことをいう。公益性の高い社会福祉法人には、「確實に」「効果的に」「適正に」法人経営をすることが求められており、「経営組織（法人本部の機能の充実・強化、経営の透明性の確保）」「事業管理（計画に基づく経営手法の導入、サービス管理体制の整備）」「財務管理（的確な経営状況の把握、積極的な情報開示）」「人事管理（技能の適切な評価、資質の向上）」の4つの視点での経営論の具体的展開が必要とされている。

## 推進方策VIII-3

## 経営の透明性の確保及び適正な組織運営

## ◆ 現状と課題等

本会は、地域福祉の推進役として社会的責任を有するとともに、公費や会費を主な財源としているため、経営の透明性を図ることは当然の責務であり、積極的な情報の公開や適切な苦情対応を行っています。

今後とも、本会の福祉サービス利用者の利益を保護し、また、組織運営の健全性を県民や会員に対して明らかにして組織としての信頼性を向上させることが必要です。

また、取得情報の適正な管理という観点から、個人情報の取扱いについては、内部規程を遵守し、周知徹底された職員各自の取組が必要です。

## ◆ 推進項目

- (1) 情報公開の促進
- (2) 個人情報の適切な管理
- (3) 苦情への適切な対応
- (4) 広報活動の充実

## ◆ 取組の方向

- (1) 情報公開の促進
  - ・公的財源の有効な活用を図り、ホームページや広報紙などを活用した財務内容等の積極的な情報公開を推進するとともに、経営の透明性の確保に努めます。
  - ・情報公開制度に対応した組織的な文書管理と情報の整備を徹底し、情報開示請求への対応を図ります。
- (2) 個人情報の適切な管理
  - ・個人情報（特定個人情報を含む。）について、本会の規程に基づき、福祉サービスの利用支援、生活困窮者への福祉資金の貸付等の情報管理を徹底し、情報セキュリティ対策を行う等、適切な漏えい防止策を実施します。
- (3) 苦情への適切な対応
  - ・社会福祉法第82条（「社会福祉事業の経営者は常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」）の規定に基づき、本会の福祉サービスに関する利用者からの苦情受付体制を構築し、受け付けた苦情の迅速かつ適切な解決に努めます。
- (4) 広報活動の充実（再掲）（I-1-(1)）

## ◆ 実施計画（目標）

(再掲) (I-1-(1))

事業内容	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
「ふくしあとちぎ」の発行	年6回 各号 7,800部	年6回 各号 7,800部	年6回 各号 7,800部	年6回 各号 7,800部	年6回 各号 7,800部	年6回 各号 7,800部
「福祉人材・研修センター ニュース」の発行	年4回 各号 2,500部	年4回 各号 2,500部	年4回 各号 2,500部	年4回 各号 2,500部	年4回 各号 2,500部	年4回 各号 2,500部
ソーシャルメディア等の新 たな広報媒体の活用による 情報発信	検討	導入 ・ 試行	活用	活用	活用	活用

# 栃木県社会福祉協議会活動推進計画推進委員会設置要綱

## (目的)

第1条 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に栃木県社会福祉協議会活動推進計画の策定及び推進を図ることを目的として、栃木県社会福祉協議会活動推進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 市町社会福祉協議会
- (2) 社会福祉施設
- (3) 社会福祉関係団体
- (4) ボランティア
- (5) 医療・保健
- (6) 法律
- (7) 教育
- (8) 行政
- (9) 学識経験者
- (10) その他委員として適当と認められる者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員会の業務)

第4条 委員会は、栃木県社会福祉協議会活動推進計画の推進に関し必要な事項について協議する。

## (委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を統括し、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

## (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

# 栃木県社会福祉協議会活動推進計画推進委員会

No.	氏名	所属	役職	備考
1	磯野里子	真岡市社会福祉協議会	会長	
2	松本昌宏	日光市社会福祉協議会	地域福祉戦略室長兼足尾支所長	
3	風間嘉信	栃木県保育協議会	会長	
4	新村一男	栃木県身体障害者団体連絡協議会	理事兼事務局長	
5	荷見晃	栃木県民委員児童委員協議会	常務理事兼事務局長	
6	中川雅之	栃木県共同募金会	常務理事兼事務局長	
7	小西久美子	栃木県ボランティア連絡協議会	会長	
8	星野雄一	栃木県立リハビリテーションセンター	所長	
9	堂場加奈子	栃木県弁護士会	弁護士	
10	安藤育夫	栃木県教育委員会事務局義務教育課	課長補佐 指導担当 グループリーダー	
11	河野美穂子	栃木県保健福祉部保健福祉課	主幹兼課長補佐	
12	赤羽幸雄	とちぎボランティアNPOセンター	センター長	
13	小林雅彦	国際医療福祉大学	教授	委員長
14	藤原由房	栃木県自治会連合会	会長	



## 栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第4期）

発行：令和3年3月

発行者：社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号

TEL 028-622-0524 FAX 028-621-5298

URL <https://www.tochigikenshakyo.jp/>

印刷：株式会社井上総合印刷